

趣 旨

全国の児童相談所における虐待相談対応件数が増加を続け、虐待により死亡する事件も後を絶たないことを踏まえ、これまでの取組のフォローアップを行った上で、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けたこどもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制を構築する。現在厚生労働省が中心となって取り組んでいる児童虐待防止対策について、令和5年4月から創設することも家庭庁を司令塔として関係省庁が連携して取組を強化するとともに、令和4年改正児童福祉法の円滑な施行等に取り組んでいく必要があることから、特に重点的に実施する取組を決定し、新たな総合的な対策として示す。

主な取組

1. こどもの権利擁護

- ・令和4年改正児童福祉法で設ける**こどもの権利擁護の環境整備、こどもの意見聴取等の措置、意見表明等支援事業**について、その**体制整備を支援**し、着実に実施する。
- ・民法上の懲戒権に関する規定の見直しについては、できる限り早期に改正法案を国会に提出すべく、所要の準備を行う。

2. 児童相談所及び市町村の体制強化

- ・児童福祉と母子保健に関する一体的な相談支援を行う「**こども家庭センター**」の設置に努めることとし、**その全国展開**を図る。
- ・令和4年改正児童福祉法に基づき、一定の実務経験のある有資格者や現任者が取得する認定資格を導入する。また、この認定資格が多くの方に取得され、資格取得者の現場への任用が進むような方策を検討する。
- ・児童相談所や市町村の体制強化を計画的に進めていくため、**児童虐待防止対策体制総合強化プランに代わる次期プランを年内に策定**し、児童相談所や市町村の更なる体制強化を図る。

3. 児童虐待の発生予防・早期発見

- ・児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」等の周知広報に努めるほか、こどもや家庭が相談できるSNSアカウントを開設する。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の充実を通じて、教育相談体制の充実を図る。
- ・学校・教育委員会における児童虐待の対応を強化するため、学校の教職員等が留意すべき事項を記載したマニュアルを周知する。
- ・令和4年改正児童福祉法により創設される**子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業**について、**円滑な実施**を図る。
- ・孤立するリスクの高い未就園児等がいる家庭の把握を進めるとともに、アウトリーチによる支援を含めた更なる支援を検討する。
- ・**産後ケア事業の全国展開**等に向けて引き続き取組を進めるほか、令和4年改正児童福祉法により創設した**妊産婦等生活援助事業**等により**特定妊婦等への支援**体制を構築する。

4. 適切な一時保護の実施

- ・令和4年改正児童福祉法で導入される一時保護開始時の司法審査に関して、その具体的な運用や手続について、実務者から構成される作業チームで検討する。
- ・令和4年改正児童福祉法に基づき新たに都道府県等が策定することとなる一時保護所の設備・運営基準の内容について、適正なものとなるよう施行までに検討する。
- ・平均入所率が100%を超えている一時保護所がある自治体が定員超過解消計画を策定し、厚生労働省が承認した場合における一時保護所の新設や増改築等の整備費に係る補助嵩上げ（1/2→9/10）により一時保護所の定員超過解消を図る。
- ・原籍校と連携も含めた一時保護中の学習機会の確保に向けた支援について検討する。

5. 社会的養護の充実

- ・社会的養育推進計画に新たに盛り込むべき内容や各都道府県等において効果的にPDCAサイクルを運用するための取組の評価指標等の検討を行う。
- ・令和4年改正児童福祉法で創設される里親支援センターの設備・運営基準や第三者評価基準等の検討を進める。
- ・児童自立生活援助事業の年齢要件等の弾力化に関して、施行に向け、運営基準やガイドライン等の検討を進める。
- ・令和4年改正児童福祉法において、児童相談所の委託を受けた民間機関が実施する場合の費用を義務的経費化した在宅指導措置について、積極的活用を進める。

6. 親子再統合への支援強化

- ・令和4年改正児童福祉法で設ける親子再統合支援事業に関し、ガイドラインの作成に向けて検討する。

7. 関係機関における事案への対応の強化

- ・親の交際相手等に対しても、こどもの安全確保の観点から調査等の必要な対応を講ずることや、交際相手等がこどもの保護者に該当しなくても加害の実態に鑑みて適切にリスク評価を行うこと等について、引き続き周知徹底を図る。
- ・自治体において、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、教育・保健・福祉等のこどもに関するデータを連携させ、**潜在的に支援が必要なこどもを早期に発見し、ブッシュ型の支援**につなげる取組を推進する。
- ・支援にかかわるNPOやこども食堂など**多様な民間機関の要対協への参画**を進め、要対協の実効性を高めるための方策について検討する。
- ・警察において、児童虐待への対処を適切に行うことができるよう、引き続き、各種研修等を通じて対応力の強化に取り組むとともに、事案対応時の危険度判定について、先端技術を用いて更なる高度化を図る。

8. DV対応と児童虐待対応との連携強化

- ・DV被害者支援における、加害者対応（加害者プログラム等）の在り方の検討を進めることにより、多機関連携等支援体制の充実を図る。

9. 障害児支援の充実

- ・児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的な支援機関としての役割・機能等を果たすことで、地域全体の障害児支援の質の底上げが図られるよう取組を進める。
- ・保護者に対するペアレントトレーニング等の実施や巡回支援専門員の配置を進め、障害のあるこどもの保護者の子育てに対する不安を軽減し、虐待の未然防止を図る。

10. 関係機関との連携強化

- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に向けて、**婦人相談所及び婦人保護施設と児童相談所その他の関係機関との緊密な連携**が図られる体制の整備に取り組む。

おわりに

上記の児童虐待防止に関する施策の検討、実施も含め、こども家庭分野の施策の推進に当たっては、様々な分野にまたがる複雑・高度な課題の解決策の検討等も含め、常にこどもの最善の利益を第一に考えて対応していくことが求められる。このため、令和5年4月に創設される**こども家庭庁が司令塔機能を発揮**し、こどもや家庭が抱える様々な課題に対し、制度や組織による縦割りの壁を廃し、関係省庁と連携し、政府一丸となって取り組む。また、こどもまんなか社会の実現のため、こども家庭庁の創設を待たずにできることから速やかに、着実に取り組む。

令和4年度における児童福祉司・児童心理司の配置状況について

令和4年度の配置状況

- 児童虐待防止対策体制総合強化プラン（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）では、4年間（2019年度から2022年度）で2,020人程度増員することを目標とし、その増員目標を1年前倒しで概ね達成したところ、児童相談所における児童虐待相談対応件数が増加していること等に鑑みて、令和4年度は更に505人の増員を目標としている。
- 令和4年度の児童福祉司の配置状況については、年度内に5,783人の体制となり、この目標を達成する見込み。
- 令和5年度以降の児童相談所の体制については、「児童虐待防止対策の更なる推進について」（令和4年9月2日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、次期プランを年内に策定する予定。
※児童心理司についても、同様の考え方により198人の増員を目標（約2,150人→約2,348人）としており、年度内に2,335人の体制となり、概ね達成する見込み。

